

通達資料

工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について
(平成30年10月12日付け事調第676号農政部農村振興局事業調整課長通知)の一部改正

1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和3年12月21日以降	令和4年2月22日以降

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																
<p>工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について</p> <p>【省略】</p> <p>1 対象工事 土地改良事業等請負工事の価格積算要領、鋼橋製作架設工事価格積算要領、環境整備工事等価格積算要領及び施設機械設備等価格積算要領を適用する工事を対象とする<u> </u>。ただし、<u>工期が1ヶ月未満の工事</u>、工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。</p> <p>2 「週休2日」の定義</p> <p>【省略】</p> <p>3 実施方法</p> <p>【省略】</p> <p>4 実施の注事事項</p> <p>【省略】</p> <p>5 実施確認</p> <p>【省略】</p> <p>6 積算方法</p> <p>(1) 補正係数 週休2日の対象工事について、週休2日に取り組むことを前提として当初積算から<u>表1及び表2の</u>4週8休以上の補正係数を各経費<u>及び市場単価</u>に乗じるものとする。 また、対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、それぞれの現場閉所率に応じた補正係数を用いて、請負代金額を減額変更する。 なお、4週6休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休2日の取組を希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p><u>表1</u></p> <table border="1" data-bbox="181 1482 1199 1808"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5% (8日/28日) 以上</td> <td>25% (7日/28日) 以上28.5%未満</td> <td>21.4% (6日/28日) 以上25%未満</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </table> <p><u>表2</u></p>					現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03	<p>工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について</p> <p>【省略】</p> <p>1 対象工事 土地改良事業等請負工事の価格積算要領、鋼橋製作架設工事価格積算要領、環境整備工事等価格積算要領及び施設機械設備等価格積算要領を適用する工事を対象とする<u>(別表1)</u>。ただし、<u> </u>工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。</p> <p>2 「週休2日」の定義</p> <p>【省略】</p> <p>3 実施方法</p> <p>【省略】</p> <p>4 実施の留意事項</p> <p>【省略】</p> <p>5 実施確認</p> <p>【省略】</p> <p>6 積算方法</p> <p>(1) 補正係数 週休2日の対象工事について、週休2日に取り組むことを前提として当初積算から<u> </u>4週8休以上の補正係数を各経費<u> </u>に乗じるものとする。 また、対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、それぞれの現場閉所率に応じた補正係数を用いて、請負代金額を減額変更する。 なお、4週6休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休2日の取組を希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p><u> </u></p> <table border="1" data-bbox="1436 1486 2454 1812"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5% (8日/28日) 以上</td> <td>25% (7日/28日) 以上28.5%未満</td> <td>21.4% (6日/28日) 以上25%未満</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </table>					現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>表の追加</p>
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満																																															
労務費	1.05	1.03	1.01																																															
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																															
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02																																															
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03																																															
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満																																															
労務費	1.05	1.03	1.01																																															
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																															
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02																																															
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03																																															

新 旧 対 照 表

改 正					現 行	備 考
名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		表の追加
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01		
鉄筋工(ガス溶接)		1.04	1.02	1.01		
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00		
	撤去	1.05	1.03	1.01		
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01		
	撤去	1.05	1.03	1.01		
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	1.01	1.00	追加	
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	1.02	1.01		
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00		
	撤去	1.05	1.03	1.01		
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00		
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01		
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00		
	撤去	1.05	1.03	1.01		
法面工		1.02	1.01	1.00		
吹付砕工		1.03	1.02	1.01		
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00		
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00		
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01		
橋面防水工		1.02	1.01	1.00		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																														
削除	<p>別表1</p> <p>○土地改良事業等請負工事の価格積算要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水路、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】</td> </tr> <tr> <td>舗 装 工 事</td> <td>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事。 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事。</td> </tr> <tr> <td>道 路 改 良 工 事</td> <td>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事。 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事。</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事〔サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。〕でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート2次製品使用のフルーム水路工事】</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】</td> </tr> <tr> <td>河 川 工 事</td> <td>河川工事にあつて、次に掲げる工事。 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事。 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事 ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】</td> </tr> <tr> <td>干 拓 工 事</td> <td>ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）</td> </tr> <tr> <td>海 岸 工 事</td> <td>海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事</td> <td>コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 土 木 工 事 (1)</td> <td>コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水路、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】	舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事。 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事。	道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事。 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事。	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事〔サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。〕でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート2次製品使用のフルーム水路工事】	排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】	河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事。 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事。 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事 ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）	海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。	そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上	表の削除
工種区分	工種内容																															
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】																															
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水路、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】																															
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事。 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事。																															
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事。 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事。																															
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																															
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事〔サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。〕でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート2次製品使用のフルーム水路工事】																															
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】																															
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事。 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事。 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。																															
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事 ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。																															
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】																															
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）																															
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事																															
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。																															
そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上																															

新 旧 対 照 表

改 正	現 行		備 考					
<p>削除</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>部・下部)</u>、貯水槽及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td><u>その他土木工事(2)</u></td> </tr> <tr> <td><u>フィルダム工事</u></td> </tr> </table>	<u>部・下部)</u> 、貯水槽及びこれらに類する工事	<u>その他土木工事(2)</u>	<u>フィルダム工事</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 <u>沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池</u></td> </tr> <tr> <td>フィルタイプで本体を主体とする工事</td> </tr> </table>	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 <u>沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池</u>	フィルタイプで本体を主体とする工事	<p>表の削除</p>
<u>部・下部)</u> 、貯水槽及びこれらに類する工事								
<u>その他土木工事(2)</u>								
<u>フィルダム工事</u>								
他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 <u>沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池</u>								
フィルタイプで本体を主体とする工事								
<p>【 】は、適用工種</p> <p>○鋼橋製作架設工事価格積算要領を適用する鋼橋製作架設工事</p> <p>○施設機械設備等価格積算要領を適用する施設機械設備製作据付工事、電気通信設備製作据付工事</p> <p>○環境整備工事等価格積算要領</p>								